

災害援護資金の貸付制度の見直しについて

1. 概要

災害弔慰金の支給等に関する法律および同法施行令の改正が行われたことを契機に、近年の自然災害の頻発や社会情勢を踏まえ、被災者支援の充実を図る観点から、災害援護資金の貸付に係る運用を改善します。

2. 災害援護資金の貸付制度の変更点

【法改正に伴う変更】

① 償還方法の拡充

被災者の災害援護資金の円滑な償還と確実な債権回収に資するため、被災者が選択できる償還方法に、月賦償還による償還方法を追加します。

② 延滞利率の適正化

近年の低金利の情勢を踏まえ、災害援護資金の違約金にかかる延滞利率を5パーセントに引き下げます。

③ 連帯保証人の要件緩和

被災等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるよう、連帯保証人の必置義務を撤廃します。

【久留米市の被災者支援】

④ 貸付利率の見直し

近年の低金利の情勢を踏まえ、かつ母子父子寡婦福祉資金貸付金を参考にして、貸付利率を、連帯保証人を立てたときは無利子、立てないときは年1パーセントにします。

(変更期日:平成31年4月1日予定)

3 参考

災害援護資金の貸付制度の概要(下線は見直し予定箇所)

(1)対象災害	福岡県内で災害救助法が適用された災害
(2)受給者	(1)により負傷、住居、または家財に被害を受けた者
(3)貸付限度額	350万円
(4)所得制限	あり
(5) <u>連帯保証人</u>	<u>必置</u>
(6) <u>貸付利率</u>	<u>年3%</u>
(7)据置期間	3年
(8)償還期間	10年(据置期間を含む)
(9) <u>償還方法</u>	<u>年賦又は半年賦</u>
(10) <u>延滞利率</u>	<u>年10.75%</u>